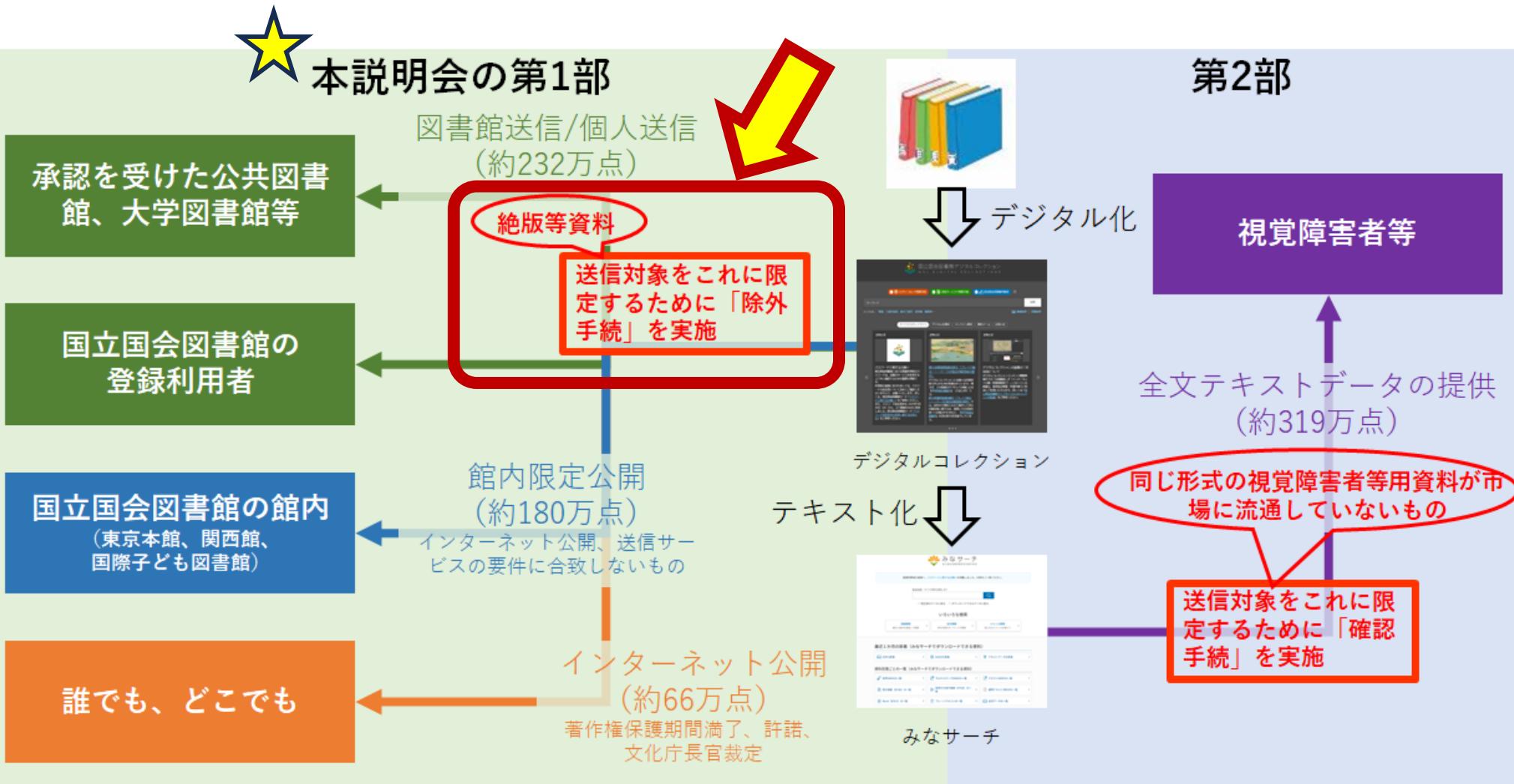


# デジタル化資料送信サービスに係る 除外手続について

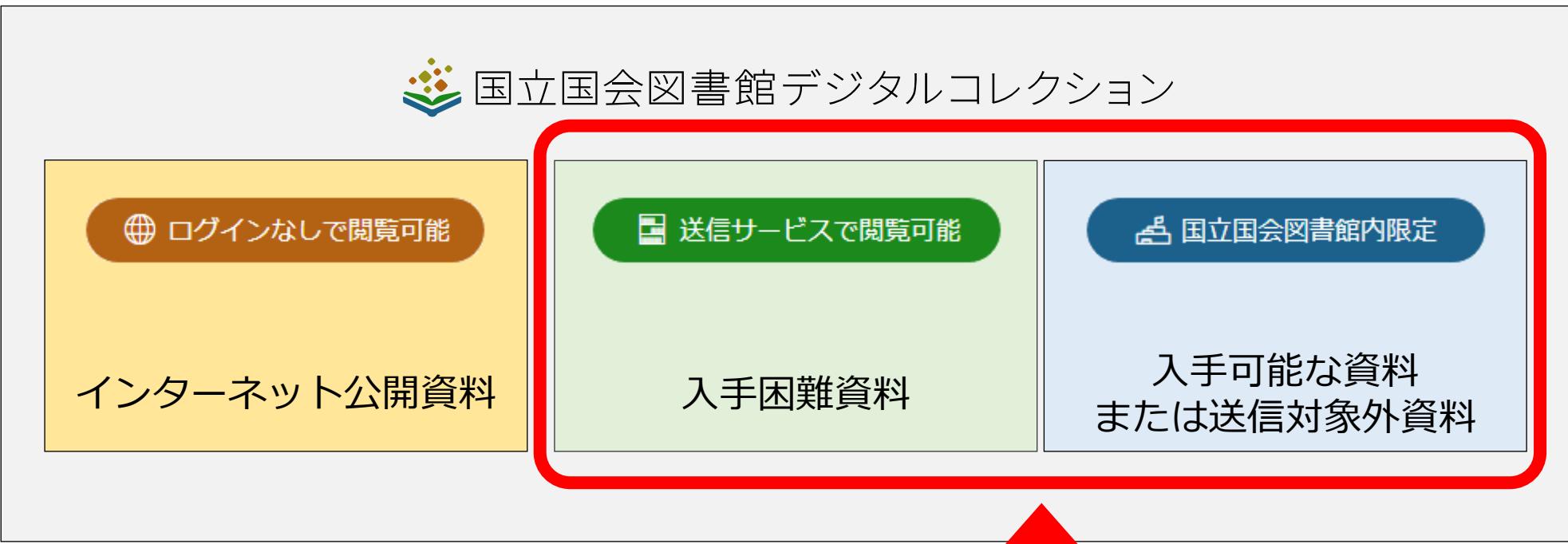
国立国会図書館  
関西館電子図書館課



# 除外手続とは



# 除外手続とは



入手困難な資料は送信資料に、  
入手可能な資料は館内限定公開に、  
公開範囲を定めるための手続き



国立国会図書館  
National Diet Library, Japan

# 除外手続は3段階

1. 入手可能性調査
2. 事前除外手続
3. 事後除外手続

※ 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への  
限定送信に関する合意事項」 2 (3)

[https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization\\_agreement03.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03.pdf)



# 除外手続は3段階

## 1. 入手可能性調査

国立国会図書館が、民間の在庫情報データベース等に機械的な突合を行い、入手可能な資料を除いて、新たな送信候補資料を決定します。

## 2. 事前除外手続

国立国会図書館が新たな「送信候補資料リスト」を公表します。お申出に基づき、除外基準を満たす場合は、送信候補から除きます。

送信開始前に  
あらかじめ外しておく

送信資料の決定  
→送信開始

## 3. 事後除外手続（通年受付）

国立国会図書館が送信中の資料の「送信資料リスト」を公表しています。お申出に基づき、除外基準を満たす場合は、随時送信対象から除きます。

既に送信しているものを  
送信対象から外す



# 1. 入手可能性調査

資料種別に応じた調査を行い、  
送信候補資料リストを作成

---

図書 (戦後期) : 民間の在庫DBと機械的に突合し、  
市場で流通しているもの、又は著作権等管理  
事業者に管理委託されている図書を除外  
ただし、漫画・絵本は一律留保  
(除外手続を経ず送信しない)

---

雑誌 : 官庁出版物以外の雑誌のうち、  
商業出版関係を留保、管理委託されている  
タイトルを除外

---

博士論文 : 出版されているかを調査

# 1. 入手可能性調査

## 図書の調査で使うデータベース等

著作物の流通の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター (JPRO) <sup>※</sup></li><li>Amazonプリント・オン・デマンド</li><li>万能書店</li><li>e-hon</li><li>Honya Club</li></ul>
著作権等管理事業者の 管理著作物かどうかの確認	<ul style="list-style-type: none"><li>出版者著作権管理機構 (JCOPY)</li><li>日本複製権センター (JRRC)</li><li>学術著作権協会 (JAC) の管理著作物リスト</li></ul>

\*国立国会図書館サーチ<<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>>に連携されている。  
調査の際は国立国会図書館サーチを経由して検索する。

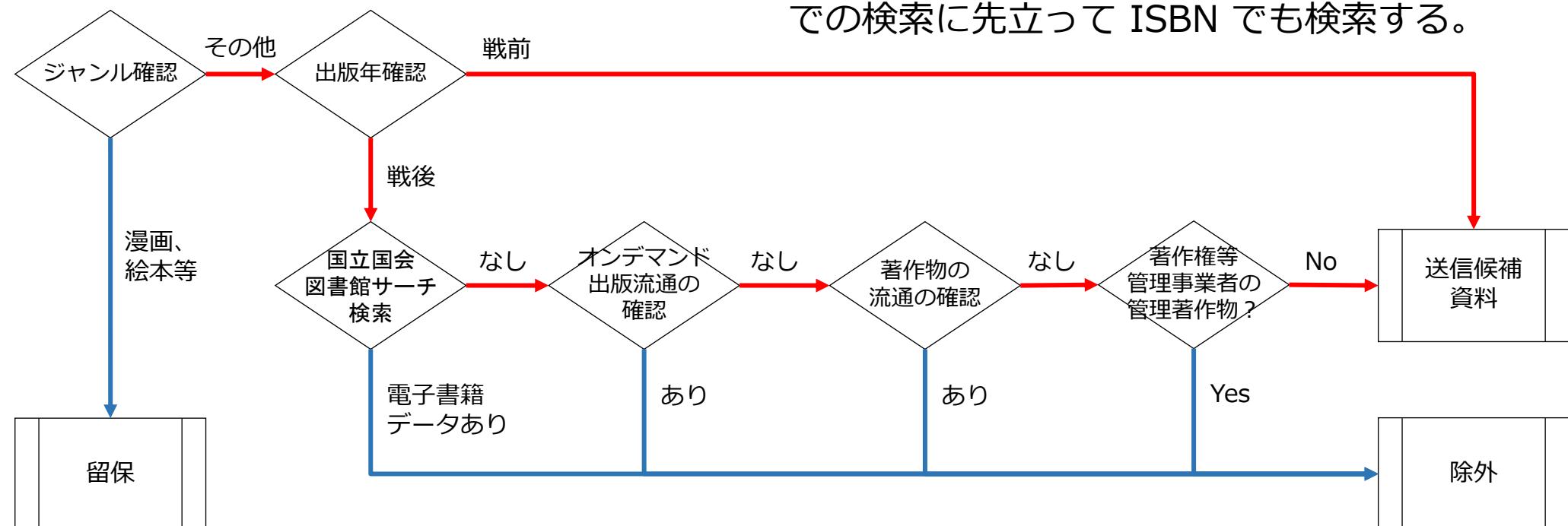
# 1. 入手可能性調査

## 図書の調査

次の①～③の順に検索語を決定して検索する。

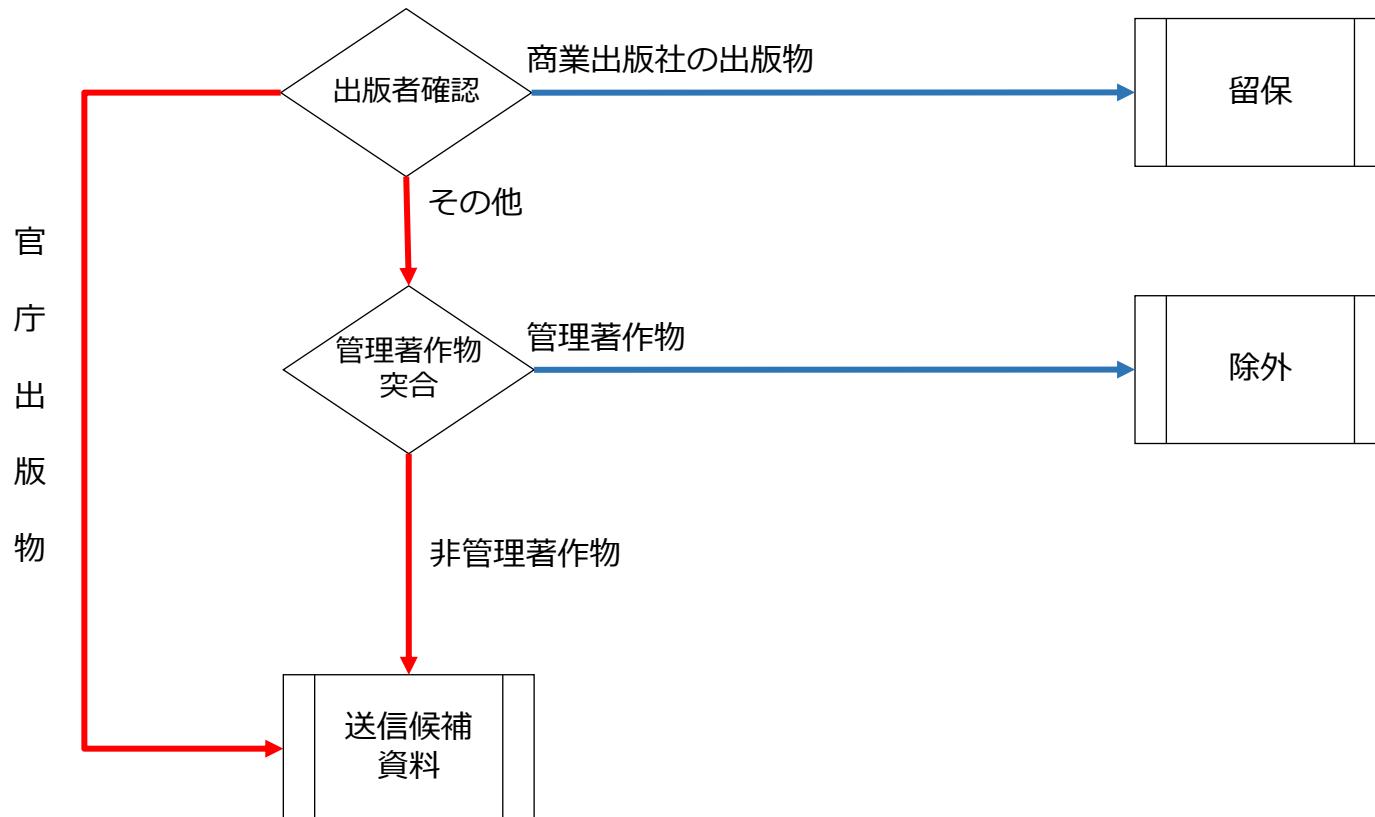
- ① 「タイトル+著者名」
- ② 著者名不明… 「タイトル+出版者名」
- ③ 著者名・出版社名ともに不明…  
「タイトルのみ」

なお、ISBN がわかっている場合は、タイトルでの検索に先立って ISBN でも検索する。



# 1. 入手可能性調査

## 雑誌の調査



# 1. 入手可能性調査

令和7年 入手可能性調査の対象資料

コレクション	対象資料数
図書	約197.4万点
古典籍	約2,500点
雑誌	約1.6万タイトル
博士論文	約16.6万点

※インターネット公開資料、戦前刊行資料を除く。



国立国会図書館  
National Diet Library, Japan

## 2. 事前除外手続

### 事前除外手続の流れ

- ・ 国立国会図書館ホームページから  
「送信（候補）資料リスト」をダウンロードしてください。  
<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html>
- ・ 除外基準に該当する資料があれば、「送信（候補）資料リスト」の該当箇所に必要事項を記入してください。
- ・ 必要事項を記入した「送信（候補）資料リスト」を、  
メール添付で送付してください。

【宛先】 国立国会図書館 関西館電子図書館課 電子化資料提供係  
jogai@ndl.go.jp

## 2. 事前除外手続

### 「送信（候補）資料リスト」記入イメージ

除外申出 チェック	除外基準 (①②③)	除外申出理由等	URL	タイトル	…
			<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931956">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931956</a>	件名標目の選び方と付け方	…
<input checked="" type="radio"/>	①	出版予定（「これから出る本」○月上旬号）	<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931960">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931960</a>	件名目録の作り方	…
			<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931969">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931969</a>	分類作業: NDCのつかい方を中心に	…
<input checked="" type="radio"/>	②	管理団体委託（学著協）	<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931965">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931965</a>	図書分類法要説	…
			<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931964">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931964</a>	比較分類法概論	…
<input checked="" type="radio"/>	③	□山△郎	<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2931966">https://dl.ndl.go.jp/pid/2931966</a>	図書分類法要説	…

どの除外基準に該当するか

除外基準に該当することの根拠となる情報を記入

## 2. 事前除外手続

### 除外基準

① 当該資料又は同内容の著作物が  
市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において  
流通している場合

- ・現に流通している
- ・近い将来（概ね3か月以内）に流通の予定

を公開情報により確認できれば除外します



## 2. 事前除外手続

### 除外基準

- ② 当該資料又は同内容の著作物の著作権が  
著作権等管理事業者により管理されている場合

著作権等管理事業者の管理著作物リストを  
参照して、管理されていることを確認できたら  
除外します  
(「非許諾」「非委託」として登録されている  
ものは除外できません)



## 2. 事前除外手続

### 除外基準

- ③ 当該資料の著作者から  
送信利用の停止の要請があった場合

著作者ご本人からの要請であることを  
確認の上除外します  
※著作者ご本人の存命中のみ適用



## 2. 事前除外手続

### 事前除外手続の流れ（つづき）

- ・ メール受信後、  
国立国会図書館担当者が内容を確認します。
- ・ 確認結果をメールにてお知らせします。
- ・ 基準を満たしていることが確認できた資料は、  
送信（候補）資料から除外します。

### 3. 事後除外手続

手続きの流れ、除外基準は事前除外手続と同様です。  
事後除外のお申出は隨時受け付けています。

除外手続の詳細については、  
ホームページに掲載しているご案内もご参照ください。

- ・事後除外手続について

[https://dl.ndl.go.jp/static/files/jogai/manual\\_jigo.pdf](https://dl.ndl.go.jp/static/files/jogai/manual_jigo.pdf)

- ・事前除外手続について

…事前除外手続の開始時に最新版を公開します



# 除外手続Q&A

- ・除外しない場合、どのような利用態様になるのか。

印刷や手元コピーの可否など

→デジタルコレクションで「送信サービスで閲覧可能」な資料として公開します。

国立国会図書館の本登録利用者、図書館送信参加館の登録利用者の方は、ログインすることで閲覧できます。

著作権法で認められる範囲（利用者が自ら利用するために必要と認められる限度内）での印刷が可能です。

印刷用PDFファイルには「利用者氏名等を印字する」「ファイルに編集制限をかける」といった不正利用の防止策を施しています。



# 除外手続Q&A

- ・送信候補となつた本 자체は現在販売していないが、改訂版を販売中。この場合、送信候補の本は除外できるのか。  
→送信候補となつた本の内容を改訂版でカバーできるようであれば除外の余地があります。
- ・除外手続き締切後に、送信候補となつた本が市場で流通していることが分かった場合や、あとから復刊や電子書籍化をおこなう場合はどうなるのか。  
→「事後除外手続」の枠組みでお申出ください。  
流れは事前除外手続とほぼ同じですが、「隨時受け付けてい  
る」「現に送信サービスの対象となっている資料が対象」の2  
点が異なります。

# 除外手続Q&A

- ・著作権が消滅した資料について除外申出は可能か？  
→著作権が消滅した資料については、除外基準①～③に基づく除外申出を受け付けることはできません。
- ・著作者本人は死亡しているが、遺族等の著作権継承者が除外基準③に基づいて除外申出をすることはできるか？  
→著作者ご本人が死去している場合は、除外基準③を理由とした除外申出を受け付けることはできません。



# 除外手続Q&A

- ・送信対象から除外された資料は、いつまで送信対象から除外される？
  - ・除外基準①②により除外された資料…流通や著作権等管理事業者による管理が確認できる間
- ・著作者の生存中に除外基準③により除外された資料…著作者の存命中に限り除外
- ・除外基準③により除外された団体名義の著作物…著作者である団体が存続している間  
※ただし、公表後70年を経過したものは除外対象から外れます。

# 除外手続Q&A

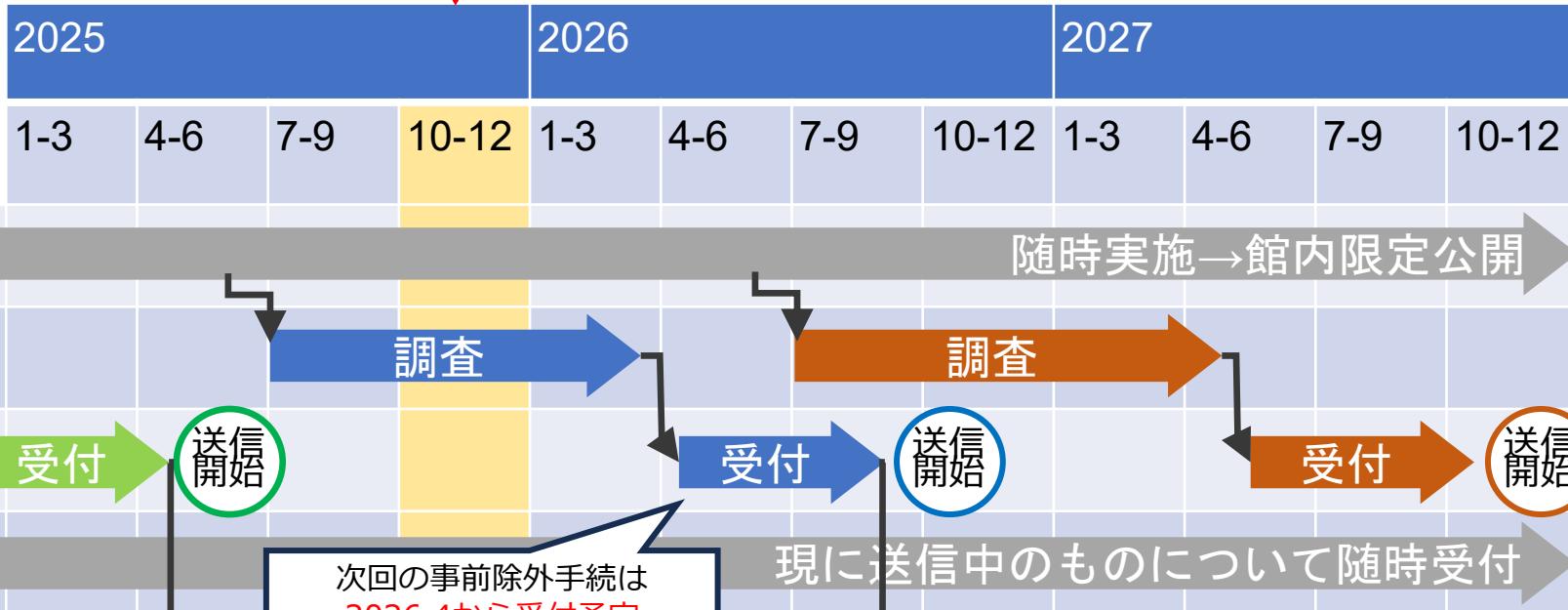
そのほか、当館ホームページ「除外手続Q&A」も  
ご参照ください。

[https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/jogai\\_qa.html](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/jogai_qa.html)



# 今後の予定

図書館等への送信  
に係る除外手続  
(第1部)



視覚障害者等への  
全文テキスト提供  
に係る確認手続  
(第2部)

